

ブルーオーシャン国・ウズベキスタンのビジネス法務

innoventier 弁護士法人
イノベンティア
Power for the Business
企業法務相談室

(第79回) ロシア連邦弁護士、ウズベキスタン弁護士
アザマト・シャキロフ

2011年タシケント国立法科大学及び名古屋大学日本法研究センター、2015年大阪大学大学院法学研究科を修了。
2015年～2016年、北浜法律事務所に勤務、2016年4月から弁護士法人イノベンティア所属(2016年6月～2017年12月、Mineev&Partners法律事務所(モスクワ)にて勤務)



情報が少なく、現地のビジネス実務を知る術がありません。ウズベキスタンの国柄やビジネスに関する法律、一般的なビジネス法務はどのようなものでしょうか。また、外資系企業が不動産を購入できるかなど、外国企業に対する規制や、日本企業にとってメリットとなるような有益な情報も教えてください。

ウズベキスタンは、一九九一年のソ連崩壊後に独立した比較的若い国です。同国は、二〇一七年の政権転換に伴い、経済的に開放的な方向に変わり、厳しい為替レートなどの規制緩和を実施し、外国企業を積極的に誘致しています。以下、ウズベキスタンのビジネス法務を紹介するとともに、日本との関係や、ビジネスの参考となる情報を紹介します。

基礎知識

ウズベキスタンは、中央アジアの中心地に位置し、海に到達するには二つ以上の国を経由する必要があります。いわゆる二重内陸国です。ウズベキスタンの人口は中央アジア最大で、二〇二三年五月時点で三六〇〇万人を超えており、これはカナダ、サウジアラビア、マレーシアといった国々と同程度の水準です。現在もウズベキスタンの人口は急増しており、過去五年間の平均人口増加率は約四・五四%

法体系

ウズベキスタンはソ連の法体系を引き継いでおり、ソ連時代の法体系は大陸法に起源するため、根本的には大陸法体系に類似した法体系を有しています。なお、ウズベキスタンはイスラム教徒が多数を占める国ですが、旧ソ連時代から国家体制と宗教の分離が行われており、少なくともビジネスにおいてはイスラム法体系の影響はほぼありません。ウズベキスタンは、法的拘束力を有する

す。また、人口構成は、一〇代から三〇代後半の若者が約五二%を占めています。ウズベキスタンは近年、ビジネス環境も整備され、投資関連法や税制の優遇措置なども定められています。世界銀行のビジネス環境ランキングにおいても、二〇一二年は一六六位であったものの、二〇二〇年には六九位と大きく順位を上げています。ウズベキスタン国家サービスセンターによれば、二〇二二年八月時点でウズベキスタンに進出している日本企業数は五九社でしたが、現在は七三社となっており、ウズベキスタンに進出する日本企業も増加傾向にあります。現在、ウズベキスタンは、WTO加盟を目指す立場を明らかにしており、二〇一七年からWTO加盟作業を促進し、国内の法整備を進めています。

今回の相談

当社は、日本の商品の海外輸出や不動産投資など幅広く事業を行っている会社です。実際の商品ラインとしては、ブランド衣類品や、サプリ、化粧品など様々なものを海外に輸出し販売しています。最近、中央アジアのウズベキスタンについてとてもよく耳にしています。ここにビジネスチャンスがあるように思いますが、ウズベキスタンについては

法規範には、憲法、法律のほか、大統領令、閣議決定、各省庁の決定などが含まれます。ウズベキスタンにおいては、制度の改革は通常、大統領令で発布され、その後法律が整備されることが多いです。近年の改革は迅速で、制度の改正も頻繁に行われるため、法律だけを頼りにしても、実際にどのような制度が運用されているかを判断するのは難しいことがありまます。そのため、ウズベキスタンの企業取引や活動に際しては、法律だけでなく、各大統領令や現行の実務運用について十分に理解している専門家から助言を受けることが望ましいでしょう。

不動産(土地を除く)購入に関する注意点

ウズベキスタンでは現在、人口増加や企業登記数の増加に伴い、建設ラッシュが続いています。二〇二二年のウズベキスタン不動産市場活動は三・八%上昇しました。中古不動産市場の平均価格は一年間で一・六・五%上昇し、首都タシケントでは二四%も上昇しました。同時に、首都の賃貸住宅の賃料は三四%値上がりし、不動産投資を考える企業も増えています。一般的に、外資系企業は土地は購入できませんが、その他の不動産物件(建物、アパート、商業施設)の購入については禁止されていません。

外資系企業による不動産購入の制限はないといえども、実際に現地で購入する場合は、手続きや税金の理由から現地で法人化が必要であり、そうでなければ購入登記ができないことがあります。外国人が個人で物件を購入する場合は、地域によって最低購入価格が設定されています。例えば、首都タシケントでは、建設中の

物件であれば一五万米ドル以上、建設完了の物件であれば最低でも一八万米ドル以上のものしか購入できません。なお、外資系企業の場合は、最低購入価格の制約はありません。

貿易規制

中央アジアで人口が最も多いウズベキスタンでは、需要が高いとも言われています。近年の賃金上昇や現地物価の高騰、インフレーションもあってウズベキスタンでは輸入品がよく求められており、日本の商品も従来から人気があります。日本からの輸入に関して、禁止品(銃、麻薬、覚せい剤など)以外には制限はありません。

関税制度

ウズベキスタンへの物品の輸入に際しては、関税やその他の手数料を納付する必要があります。代表的なものには、関税(五%、七〇%)、輸入品の種類により税率が異なります(物品税(輸入品の種類により税率が異なります)、通関手数料を含むその他の料金(物品課税標準に応じて、三〇米ドル、二二五〇米ドル)や付加価値税(二二%)があります。日本は最恵国(MNF)制度を採用しているため、日本からの輸入品には、仕出国・輸出国に関係なく、標準税率の関税が適用されます。

ブランド品の優遇輸入税

二〇二三年三月から、ウズベキスタンへのブランド香水、化粧品、衣料品、履物の直輸入業者は特別な登録簿に登録され、五五種類の商品の輸入税が減免される優遇制度が導入

知的財産法

知的財産分野は個別の法令に基づいて規定されており、ウズベキスタンでは著作権、商標・サービスマーク、動植物の新種、発明、実用新案、意匠に関する法令が適用されています。また、知的財産ライセンスやフランチャイズに関しても、上記の個別法のほか、民法のうち知的財産契約に関する規定が適用されます。ウズベキスタンは世界知的財産機関(WIPO)の加盟国として、国際的な知的財産権保護を推進しており、国際的な協約、条約、協定もウズベキスタンの知財実務において重要な役割を担っています。

投資優遇法令

以上のほか、投資に関しても額、種類や各事業分野に応じた優遇的な措置が多数存在します。この点の詳細については、具体的な案件に関してご相談いただければ幸いです。

このコーナーは、飯島歩氏、藤田知美氏、町野静氏、村上友紀氏、満上武尊氏、アザマト・シャキロフ氏、平野潤氏、三品明生氏、上田亮祐氏、増田昂治氏、秦野真衣氏、神田雄氏、小和田敦子氏、角川博美氏、金村玲奈氏が交代で執筆します。